社会福祉法人春生会　ヘルパーステーション　あさひが丘

訪問介護事業　運営規程

（事業の目的）

第１条 社会福祉法人春生会が開設するヘルパーステーション　あさひが丘（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名称 ヘルパーステーション　あさひが丘

② 所在地 春日井市神屋町１３０６番地１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤でサービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　１名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（３）訪問介護員等　２．５名以上（常勤換算）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

25/04/16

（４）事務職員　１名以上（訪問介護員と兼務）

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日３６５日とする。

② 営業時間 午前７時から午後７時までとする。

（内容及び利用料等）

第６条　指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬単位に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

① 身体介護

② 生活援助

２　第８条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所の実施地域を越える地点から、片道１キロメートルあたり５０円（小数点以下切り上げ）

３　前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第７条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第８条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

① 春日井市全域

② 小牧市（大草、大草一色、大草洞上、大草北、大草東、大草南、大草西、大草中、大草藤助、大草太良、大草七重、光ヶ丘、城山、桃ヶ丘、高根、篠岡、古雅、野口違井那、野口友ヶ根、野口高畑、野口柿花、野口島ノ田、野口中田、野口惣門、野口定道、大山、野口、林野原、林新外、林南、林中、林、林北、林西、池之内、池之内赤堀、池之内道木、本庄、小松寺）

（虐待防止の為の措置に関する事項）

第９条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年１回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を年１回以上定期的に実施する。

（4）上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後６カ月以内

② 継続研修 年１回

２ 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

３ 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４ 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

５ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人春生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成１９年 ６月 １日から施行する。
この規程は、平成２０年 ５月 １日に改正する。
この規程は、平成２０年 ５月 ８日に改正する。
この規程は、平成２０年 ７月１６日に改正する。
この規程は、平成２０年１０月 １日に改正する。
この規程は、平成２１年 ２月 ２日に改正する。
この規程は、平成２１年１０月１６日に改正する。
この規程は、平成２２年 ６月 １日に改正する。
この規程は、平成２２年 ７月１６日に改正する。
この規程は、平成２３年 ５月１６日に改正する。
この規程は、平成２３年１２月１６日に改正する。
この規程は、平成２４年 ４月 １日に改正する。
この規程は、平成２４年 ６月１６日に改正する。
この規程は、平成２５年 ２月２５日に改正する。
この規程は、平成２６年 ４月 １日に改正する。
この規程は、平成２６年 ６月１６日に改正する。
この規程は、平成２７年 ４月 １日に改正する。
この規程は、平成２７年１１月 １日に改正する。
この規程は、平成２８年 ４月 １日に改正する。
この規程は、平成２９年 ４月 １日に改正する。
この規程は、平成３０年 ４月 １日に改正する。
この規程は、令和 元年 ６月 １日に改正する。
この規程は、令和 ２年 ６月 １日に改正する。
この規程は、令和 ３年 ６月 １日に改正する。
この規程は、令和 ４年 ６月 １日に改正する。
この規程は、令和 ６年 ４月１６日に改正する。
この規程は、令和 ７年 ４月１６日に改正する。